

環境

イ リサイクル・廃棄物

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
<p>廃棄物の定義・区分、業許可、施設許可、拡大生産者責任等に係る検討（環境省、国土交通省、経済産業省）</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）を始めとする諸制度について、国、地方公共団体、排出事業者、製造業者及び排出者の適正な役割分担に十分留意の上、以下の検討を行い結論を出す。</p> <p>b 廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討する。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準（環境J</p>	措置			<p>（環境省）</p> <p>国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境負荷の少ない製品やサービスに関する情報提供の強化・拡充を図るため、平成14年8月13日から環境省ホームページにおいて環境ラベル等データベースの本格提供を開始した。また、情報提供体制の在り方について引き続き検討を進める。</p>	検討	結論	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
	促進に関する規格や基準（環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の情報提供措置等）の早急な拡大についても検討する。	結論 措置に着手			（経済産業省） 平成14年4月、日本工業標準調査会において、環境JIS策定中期計画を含む「環境JISの策定促進のアクションプログラムについて」をとりまとめた。今後、本計画をベースに、環境・資源循環に資するJISの策定等に取り組む。			
	c 不法投棄跡地等の修復対策に関し、費用負担、責任分担を明確化し、技術開発の促進や環境修復ビジネスの促進のための措置等を講ずる。	結論			（環境省） 学識経験者等からなる「不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会」において、平成14年7月に検討結果のとりまとめを行った。	検討	結論	

ウ 地球温暖化

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
温室効果ガスの発削減 （環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省）	<p>下記により、総合的な対策を実施する。</p> <p>（第154回国会に係る法案提出）</p> <p>e 新エネルギーの導入基準制度（RPS: Renewables Portfolio Standard）等の措置も含め各種新エネルギー対策を強力に推進する。</p> <p>【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第15号）】</p>	措置			<p>（農林水産省）</p> <p>製材工場残材、建設発生木材等の未利用木質資源のエネルギー化を促進するため、木質バイオマス発電施設や木質ペレット製造施設等の整備等に対する助成措置を、平成14年度予算で実施。</p> <p>（経済産業省）</p> <p>電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の制定。（平成14年6月7日公布）</p> <p>（内閣官房、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省、環境省）</p> <p>燃料電池自動車の政府率先導入、安全性の確保を前提とした燃料電池に係る包括的な規制の再点検等について、関係省庁の緊密な連携を図るため、燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議を設置。（平成14年5月15日）</p>	一部措置済	逐次実施	
		一部措置	逐次実施					
		一部措置	逐次実施					

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
g	経済的負担を課す措置については、その有効性についての国民の理解の進展、措置を講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等についての調査研究結果、諸外国における取組の現状等、措置を取り巻く状況の進展も踏まえ、幅広い観点から検討する。	措置			（環境省） 平成13年10月より、中央環境審議会の地球温暖化対策税制専門委員会において、地球温暖化防止のための税制の在り方を審議しており、平成14年6月に中間報告を取りまとめた。今後、温暖化対策全体の検討状況を踏まえつつ、幅広く国民各階各層の意見を聴きながら、さらに審議を進める予定。			
i	地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。 【森林・林業基本法の制定：林業基本法の一部を改正する法律（平成13年法律第107号）】 【森林法の一部を改正する法律（平成13年法律第109号）】 【森林・林業基本計画制定、全国森林計画変更】	措置			（農林水産省） 森林・林業基本法の制定（平成13年法律第107号） 森林法の一部を改正する法律（平成13年法律第109号） （平成13年7月施行） 全国森林計画変更 （平成13年10月閣議決定）により措置済。			

オ 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
環境報告書及び環境会計の普及促進の方策 （環境省、経済産業省）	a 事業活動における環境保全のため取組を促進するため、取組成果の評価指標の整備や企業の利害関係者別に求める環境情報の多様性の調査、環境報告書及び環境会計に係るデータベースの構築等による取組状況の情報提供を行うなど、事業活動に係る企業の自主的取組を促進するための行政支援策を講ずる。 【ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001】	一部措置	措置		（環境省） 環境報告書データベースを平成14年9月1日よりインターネット上にて公開することを平成14年8月20日に公表した。また、シンポジウム等による普及方策も引き続き実施していく。 環境会計ガイドライン2002年版に関連情報を加えて、平成14年6月5日に環境会計ガイドブック2002年版として公表した。 環境パフォーマンス指標について、平成13年度に実施した2000年度版ガイドラインのパイロット事業の成果を平成14年8月20日に公表した。今後これを踏まえて指標の見直しを行い、比較可能性の向上を図るなど、より有用な指標を整備するため、事業者の環境パフォーマンス指標2000年度版ガイドラインの改訂を行い、新規ガイドラインの策定を行う。	一部措置済	措置	
	b 環境報告書及び環境会計に取り組む企業へのインセンティブ付与の方策やこれら企業が社会から適正な評価が得られ結果として企業の競争力の向上につながるような方策など、普及促進のための新たな枠組みや普及定着に向けた政府目標の設定について検討し結論を出す。	一部結論	結論		（環境省） 環境報告書の普及促進や信頼性確保を図るための枠組みの在り方について、平成13年度の検討結果を平成14年8月27日に公表した。平成14年9月より、引き続き本検討結果を踏まえた検討を行い、平成14年度末に結論を出す。	検討	結論	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
環境報告書及び環境会計の比較可能性の確保 （環境省）	環境報告書の記載内容となる環境会計及び環境対策の評価結果（環境パフォーマンス情報）について、環境会計ルールの明確化のため環境保全対策に係る効果の体系付け等の理論的課題について検討を加えるとともに、環境パフォーマンス情報の集計方法を体系化する等により、実務上の利便性を向上させたガイドラインの改訂を行う。その際、業種間の比較がより一層的確かつ容易なものとなるよう項目の共通化を図りつつ、業種別の比較可能性の観点から更に検討する。 【環境会計ガイドライン2002年版】	一部措置	措置		（環境省） 環境会計ガイドライン2002年版に関連情報を加えて、平成14年6月5日に環境会計ガイドブック2002年版として公表した。	一部措置済	措置	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
環境報告書及び環境会計の信頼性の確保（環境省）	<p>国際的な動向を踏まえ、我が国においても第三者機関による監査制度の在り方も含めた環境報告書及び環境会計の内容の信頼性確保を図るための枠組みについて、以下の点に留意の上、検討し結論を出す。</p> <p>a 監査実施者の専門家資格の創設あるいは公認及びその養成や資質向上について策を講ずる。専門家資格を創設する場合には資格に期限を設定するとともに民間の認証機関とし、公認の資格の場合は現在監査を実施している公認会計士なども可能とする。</p> <p>b 可能な限り、監査手法や監査範囲、監査基準について標準的なものを明らかにする。</p> <p>c 第三者監査は報告書を作成する者にとって多大なコスト負担とならないことに留意する。</p> <p>d 企業に不利な情報についても環境報告書及び環境会計に盛り込む。</p> <p>e 記載内容が虚偽であった場合の行政の対応についても検討する。</p>	一部結論	結論		（環境省） 環境報告書の普及促進や信頼性確保を図るための枠組みの在り方について、平成13年度の検討結果を平成14年8月27日に公表した。平成14年9月より、引き続き本検討結果を踏まえた検討を行い、平成14年度末に結論を出す。	検討	結論	

カ その他

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
再生可能エネルギー等の一層の導入 （経済産業省、環境省及び関係府省）	太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーや燃料電池等の一層の導入促進を図るため、より効率的・効果的な支援策の検討を行うとともに、技術革新の現状等を踏まえ、必要な環境整備等を一層推進する。 【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第15号）】	措置 一部措置 一部措置	 逐次実施 逐次実施		（農林水産省） 製材工場残材、建設発生木材等の未利用木質資源のエネルギー化を促進するため、木質バイオマス発電施設や木質ペレット製造施設等の整備等に対する助成措置を、平成14年度予算で実施。 （経済産業省） 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の制定。（平成14年6月7日公布） （内閣官房、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省、環境省） 燃料電池自動車の政府率先導入、安全性の確保を前提とした燃料電池に係る包括的な規制の再点検等について、関係省庁の緊密な連携を図るため、燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議を設置。（平成14年5月15日）	逐次実施		